

千葉市公告第166号

制限付一般競争入札について次のとおり公告します。

平成31年3月8日

千葉市長 熊谷俊人

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

千葉市資産データベース機器等賃貸借

(2) 業務概要

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書」という。）のとおりに

(3) 賃貸借期間

平成31年（2019年）4月23日から平成36年（2024年）2月29日までの
58か月8日間

(4) 履行場所

千葉市役所財政局資産経営部資産経営課内

2 入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 平成30・31年度千葉市物品入札参加資格者の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者であること。

(4) 平成25年度から平成29年度の間、本市又は国、県若しくは他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した実績を有すること。

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市財政局資産経営部資産経営課

電話 043-245-5285

mail shisankeiei.FIA@city.chiba.lg.jp

4 入札参加資格確認申請書等

(1) 申請書の配布

ア 入札参加資格確認申請書は下記ホームページよりダウンロードすることとする。

(https://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/shisan/shisan/h31_db_tintaisyaku.html)

イ 提出場所等 公告の日から平成31年3月18日(月)までに、前記3の契約事務担当課への持参又は郵送により提出すること。

ウ 持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分までとし、郵送による場合は、平成31年3月15日(金)の午後5時00分までに書留郵便にて必着とする。

(2) 入札参加資格確認審査の結果について、申請者あてに入札参加資格確認結果通知書を平成31年3月26日(火)までに簡易書留郵便にて発送する。

5 入札説明書の交付

前記4(1)と同様、下記ホームページよりダウンロードすることとする。

(https://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/shisan/shisan/h31_db_tintaisyaku.html)

6 入札に関する質問

(1) 受付期間 公告の日から平成31年3月12日(火)まで

(2) 提出方法 前記3の契約事務担当課に電子メールで提出すること。

(3) 質問に対する回答期限 平成31年3月14日(木)

(4) 回答方法 下記ホームページに公開する。

(https://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/shisan/shisan/h31_db_tintaisyaku.html)

7 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時 平成31年3月28日(木)午後2時00分

(2) 入札及び開札の場所 千葉市役所5階 資産経営部会議室

(3) 入札方法 入札金額は、調達物品の金額のほか、輸送費、保険料等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め見積もること。

なお、入札金額は、契約初年度の11か月と8日に要する金額の税抜額とし、1か月未満の賃貸借料は1か月を30日として日割り計算により算定した額とする。

(賃貸借期間全体の総額ではないので、注意すること。)

(4) 入札保証金 免除(ただし、落札者は正当な理由なく契約を締結しないときは、当該入札金額の100分の3以上の金額を違約金として徴収するものとする。)

- (5) 落札者の決定方法 千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。
- (6) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札のほか、入札説明書で定めるとおり。

8 その他

- (1) 契約保証金 要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等については、前記3の契約事務担当課で閲覧できる。
- (5) 平成32年度以降の予算について、本契約に係る予算措置がされない場合は、変更契約の締結又は解除を行う。
- (6) 詳細は、入札説明書による。